

令和7年度 青梅市立西中学校 いじめ防止基本方針

青梅市立西中学校
校長 田中 暁

「グランドデザイン(学校経営方針)」における基本方針

☆ 生徒の個性が尊重され、豊かな人間関係の中で学べる学校づくり【人権尊重】

- (1)いじめ問題の取組は、常にアンテナを高く張って、何より優先して取り組む。
- (2)生徒の心情や考えを受け止め、傾聴していく教育相談を推進する。
- (3)生徒・教職員がいじめの定義について正しく理解し、生徒の育成、生活指導を徹底する。
- (4)子どもを褒め、充実感、達成感、成就感を味わわせる成功体験を図る。
- (5)教室環境、掲示物や生徒の呼称に配慮し、人権教育の視点を踏まえた教育活動を推進する。
- (7)学校運営連絡協議会、道徳授業地区公開講座、学校・学年だより、スクリレメール配信、学校ホームページ等を通じて保護者・地域への啓発及び広報活動を行う。
- (8)東京都教育委員会作成資料の「人権教育プログラム」を活用し、人権教育の推進体制の確立、教職員の資質向上を図る。

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

- (1)「いじめ」はどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという認識をもつ。
- (2)人権侵害である「いじめ」を絶対に許さない姿勢を貫くとともに、教師と生徒との信頼関係を深める。
- (3)「いじめ」の早期発見と迅速な対応を旨として、いじめられている生徒を徹底して守り通す。
- (4)いじめる生徒に対しては、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- (5)周囲の生徒に対しては、「いじめ」を見て見ないふりをすることも、「いじめ」であることを認識させる。
- (6)保護者・地域との連携を強化し、その情報や教育力を最大限に生かすとともに、関係諸機関との連携協力を努める。
- (7)生徒に成功体験を積み、達成感や成就感を味わわせることで、自己肯定感、自尊感情を育む。
- (8)異学年による活動を充実させ、上級生が下級生を思いやる気持ち、下級生が上級生を尊敬する気持ちを育み、絆づくりをする。

2 いじめ未然防止のための取組

- (1)生徒一人一人の自己実現が図られるよう、日々の授業や学級経営を工夫し、生徒一人一人の居場所づくりをする。
- (2)道徳や特別活動を通して、他者に対する思いやりの心や規範意識、集団の在り方についての学習を深める。
- (3)「いじめゼロ宣言子ども議会」の精神に則り、生徒会を中心に、各学級においていじめ防止についての指導を行う。
- (4)日頃から生徒や保護者に対して悩みの解消を図るために、スクールサポーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用した相談活動を展開する。
- (5)教師自身が生徒を傷付けたり、他の生徒による「いじめ」を助長したりすることがないように細心の注意を払う。
- (6)教員研修の充実を図るとともに、いじめ相談体制、相談窓口の整備をし、年度末の反省事項に基づいて改善する。
- (7)西中SNSルールや情報モラル教育を徹底するとともに、学校非公式サイト(SNS、学校裏サイト等)からの情報を収集する。
- (8)いじめ問題の未然防止に向けて保護者や地域と連携し、対策を行う。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

- (1)「いじめ」は、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域社会が全力で実態把握に努める。
- (2)毎月の「学校や生活におけるアンケート」実施を通して、状況を把握し、速やかに対応にあたる。さらに、日頃から積極的に生徒の声に耳を傾ける。また、周囲を気にせず記入できるように、「○・×」で回答できる欄を設ける等、調査用紙の設問の仕方やタブレットを活用するなど工夫し、学期に1回は持ち帰りでのアンケートを実施する。
- (3)周囲の生徒がいじめを知り、勇気をもって教員や保護者等に伝えた際に生徒を守り通す姿勢を取ることで、生徒が主体的に発信できる環境づくりを心がける。
- (4)毎朝の出席確認を確実に行之、欠席者への配慮を心がける。特に、欠席が続く場合には家庭訪問等を実施する。
- (5)授業中はもちろん、休み時間や放課後の生徒の行動を注意して見守る。
- (6)青梅市教育委員会とは、生活指導主任会を中核に、いじめ問題についての報告・連絡・相談・記録を緊密に行う。
- (7)保護者や地域住民との情報を共有し、生徒の実態把握に努める。
- (8)教員や生徒が地域行事に積極的に参加することを通して、地域と日常的に連携し情報の共有に努める。

4 重大事態への対応

- (1)「いじめ」を把握したら、いじめ対策委員会(管理職・生活指導主幹・養護教諭・教育相談特別支援コーディネータ・スクールカウンセラー等)を組織し、いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認に基づき、迅速で適切な対応をし、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。
- (2)「いじめ」を把握したら、直ちに青梅市教育委員会に第一報を伝え、進捗状況や指導経過・結果を逐次報告する。
- (3)いじめた生徒には、その行為の善悪をしっかりと理解させ、適切な対応を考えさせ、反省と謝罪を促す。
- (4)法を犯す行為に対しては、早期に警察・児童相談所等関係諸機関に相談し協力を求める。
- (5)校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (6)「いじめ」が解消した後も、双方の生徒のケアはもちろん、どちらの保護者とも継続的に連絡を取り合う。
また、周囲の生徒の様子を観察し、影響を受けている生徒へのケアも行っていく。
- (7)深刻な事例においては、学校サポートチーム(「いじめ対策委員会」に市教委・市教育相談室・青梅警察署、民生・児童委員等を加える)を活用し、早期解消を目指す。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1)「生活指導部会」を原則、毎週一回開き、情報の共有に努める。
- (2)「いじめ対策委員会」を原則、毎週一回開き、情報の共有に努める。
- (3)「教育相談部会」を原則、毎週一回開き、情報の共有に努める。
- (4)生活指導部会が中心となって、毎月「いじめアンケート」を実施し、内容を点検・集約する。
- (5)「学校や生活におけるアンケート」実施後、「いじめ対策委員会」を開き、内容について情報を共有し、対応を検討・実施する。
- (6)「いじめ」の事案が発生した場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を招集する。
- (7)「いじめ対策委員会」は、「いじめ」の事案がない場合でも、必要に応じて情報の共有に努める。
- (8)校長が必要と判断した場合には速やかに「学校サポートチーム」を招集する。

6 家庭や地域、関係機関との連携

- (1)学級・学年・学校だよりや学校ホームページを通じて各家庭や地域に学校の状況を正しく把握してもらう。
- (2)保護者会はもちろんのこと平時の家庭連絡等の機会を捉えて、保護者(家庭)との連携を密にする。
- (3)地域の行事等には極力積極的に参加し、地域の自治会等の組織との円滑な連携を構築する。
- (4)定期的に関係諸機関との連絡を図り、また、そうした機関の活用方法についての研修を深める。